

## ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（A・C 型菌処理）混合（アジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎・鶏伝染性コリーザ（A・C 型菌処理）混合（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.8.3、3.8.6 及び 3.8.7 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。